



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第175号  
令和6年2月1日  
姫路市商工会

無料 **法律相談** の開催

事業のトラブル解決

●日時 令和6年 **2月21日** (水)

午後2時～午後4時

●場所 姫路市商工会 本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を!

☎ (079) 336-1368

無料 **税務相談** の開催

税務関係の事例についての確にアドバイス

●日時 令和6年 **3月27日** (水)

午後2時～午後4時

●場所 姫路市商工会 本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を!

☎ (079) 336-1368

＜確定申告のお知らせ＞

令和5年分の所得税・消費税確定申告の時期が近づいてまいりました。

商工会では、下記の日程で税理士による確定申告相談を行いますので、お知らせいたします。

会場	本所(夢前)	家島支所	香寺支所	安富支所
時間	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時
相談日	2/19(月)・27(火)・3/1(金) 3/4(月)・5(火)・7(木)・8(金)	2/27(火)・2/29(木) 3/6(水)・8(金)	2/19(月)・21(水)・27(火) 3/1(金)・4(月)・6(水)・7(木)・8(金)	2/20(火)・28(水) 3/7(木)

＜確定申告の際に必要なもの＞

- ① 償却資産(建物・自動車・機械など)の増減明細
- ② 生保(損保)保険料など所得控除に必要なハガキ・封書などの書類
- ③ 国民健康保険料の納付など、社会保険料控除に必要な書類
- ③ その他、事業以外の所得証明書(例:年金の源泉徴収票や給与所得等の源泉徴収票)
- ④ 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」のハガキ ※商工会からのハガキではありません
- ⑥ 申告書に添付するための、マイナンバー関係書類  
(申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード、免許書等身分証明書等本人確認書類並びに事業専従者、扶養親族全員のマイナンバー)
- ⑦ 配偶者(特別)控除を受ける際の、配偶者の収入(所得)が分かるもの(源泉徴収票等)

<input type="checkbox"/> 本所	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄 1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
<input type="checkbox"/> 家島支所	〒672-0102	姫路市家島町宮 1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
<input type="checkbox"/> 香寺支所	〒679-2151	姫路市香寺町香呂 204-1	TEL (079) 232-0570	
<input type="checkbox"/> 安富支所	〒671-2401	姫路市安富町安志 1151	TEL (0790) 66-2696	

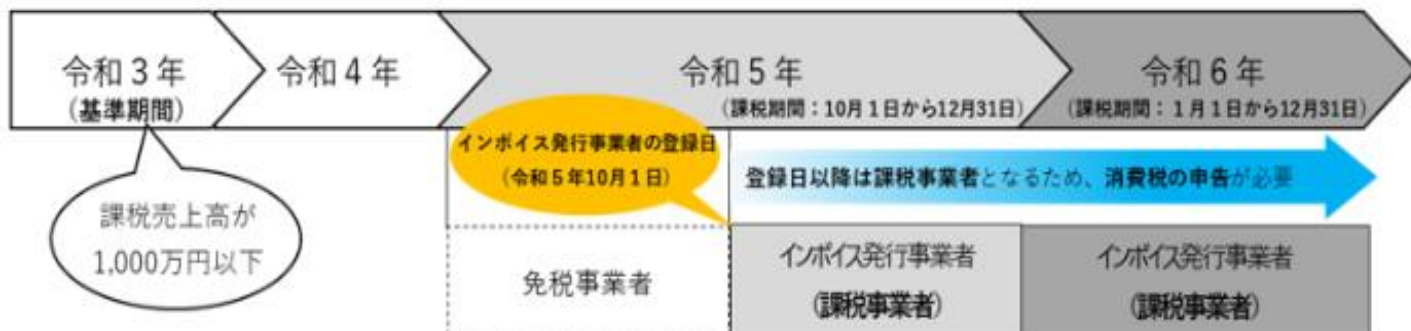
各支所(香寺・安富)開館日: 2月1日(木) / 2月15日(木)

## ◆インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間<sup>(注)</sup>の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

(注) 令和5年分の基準期間は、その2年前である令和3年分をいいます。

(例) 消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方が、インボイス制度が開始した令和5年10月1日から同年12月31日までの間においてインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年分(課税期間：令和5年10月1日から12月31日)の消費税の申告が必要となります。



令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例(2割特例)が設けられました。

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

## ◆支所相談窓口のご案内

令和4年度より各支所(香寺支所・安富支所)1日・15日の開館日以外にも下記日程にて相談窓口を開設します。お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

相談員：藤岡泰造氏

ただし、2月16日(金)以降は確定申告相談の為、下記日程に変更となります

【香寺支所】2/19(月)・21(水)・27(火)・28(水) 3/1(金)・4(月)・6(水)・7(木)・8(金)・12(火)・14(木)

【安富支所】2/16(金)・20(火)・26(月)・3/11(月)

## ◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)事業再構築補助金や持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など

日程：原則毎週水曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 ※必ず事前予約をお願いします

会場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所 ※ZOOM等を利用した相談も可

相談員：中小企業診断士 荒木 慎吾氏